

戦争と自治体

自治体の歴史に学び戦争する国を許さない

かつて都道府県と市町村の職員は、戦争推進体制の下部機構として全国のありとあらゆるところから、侵略戦争遂行のために住民を戦場に兵士として駆り出す役割を果たしました。“同じ過ちを繰り返してはならない”との思いで作成しました。 A5版 124ページ



目次

第一章 徴兵制と市町村が果たした役割

- (1) 焼却命令に反して守り抜いた兵事資料
- (2) 国民の義務だった兵役と召集令状「赤紙」
- (3) 軍隊の組織機構
- (4) 市町村の兵事係の仕事
- (5) 住民はどのように戦場に駆り出されたか
- (6) 5万人以上の戦死者にかかわった京都府の市町村職員
- (7) 京都の師団・兵士はどのような運命をたどったのか

第二章 日本国憲法で、

根本的に変わった地方自治と自治体の役割

- (1) 戦争遂行の末端組織から、民主主義推進の役割へ
- (2) 明治憲法下での地方制度
- (3) 国家総動員体制へ
- (4) 京都からも、満洲農業移民・満蒙開拓少年義勇軍
- (5) 防空演習を利用し戦争体制に、
「事前避難禁止で56万人以上の犠牲が」
- (6) 日本国憲法と地方自治
- (7) 戦後、地方自治をめぐる

第三章 戦争法と自治体労働者

- (1) 戦争法制定の経過
- (2) 戦争法によって新設・改正された法律
- (3) 自治体・自治体労働者に求められる協力等

第四章 自民党改憲草案と戦争法

- (1) 地方自治を破壊する自民党改憲草案
- (2) 自民党改憲草案の方向性

第五章 戦争法廃止、憲法守る自治体の役割

- (1) 今、自治体の現場で起きていること
- (2) 平和を守るのは自治体の責務
- (3) 戦争に協力しない自治体の役割発揮を
- (4) 「天皇の官吏」から「住民全体の奉仕者」へ
- (5) 「ひとりの住民も殺させない」
- (6) 自治体労働者こそ戦争法廃止の先頭に

資料

- ・戦時年表
- ・日本国憲法と自民党憲法改正草案対照表
- ・大日本帝国憲法（明治憲法）

お問合せ・申込み先

京都自治労連 〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都5階

TEL:075-801-8186 fax:075-801-3482 http://kyoto-jichirouren.com E-mail kyoto-jichirouren@labor.or.jp

申込み書

ふりがな		書名		冊数
お名前		戦争と自治体 自治体の歴史に学び 戦争する国を許さない		冊
お届け先				
TEL	FAX	発行:京都自治体労働組合総連合 自由法曹団京都支部 発行所:京都自治体問題研究所 A5版 頒価:500円		